

【7】 *raṭṭha* の背後にあるもの

[0] 以上 '*janapada*' を調査し、若干の考察を加えてきた。次に '*raṭṭha*' を調査し、若干の考察を加える。

すでに述べたように、*raṭṭha* は支配するという意である $\sqrt{rāj}$ から作られた言葉であって、その背後にあるものはいわば政治的なものである。以降にこのような '*raṭṭha*' という語の背後にあるものを探ってみよう。

ところで、'*raṭṭha*' を考察にするに際してまず第一に注意しておかなければならないことは、原始仏教聖典に限ってみると、'*janapada*' が地名ないしは部族名と関連させて '*Kosala janapada*' とか '*Magadha janapada*' というように用いられるけれども、'*raṭṭha*' には '*Kosala raṭṭha*' とか '*Magadha raṭṭha*' と表現されるものはなく、これが現れるのは註釈書文献になってからということである。また先にも書いたように、'*raṭṭha*' は王の支配する土地を意味するから、王名ないしは王統名を付して呼ばれるのが普通であるとはいいながら、原始仏教聖典にはこれまた '*Bimbisāla raṭṭha*' とか '*Pasenadi raṭṭha*' というものが存在するわけではないということである。

その大きな理由は、後に詳しく考察するように、原始仏教聖典が作られた時代には、まだ帝国と呼べるような、本格的な王制の国が現れていなかったということであろう。このことは以下の考察に次のような問題意識を持って臨むことが必要であるということであろう。一つは、'*raṭṭha*' の語彙として辞書の解説があげる「王国」という概念が、原始仏教時代にすでに形成されていたかということであり、第二には '*raṭṭha*' という言葉が実際にはどのような使われ、したがってその語彙としてはどのような意味を与えるのがもっともふさわしいかということである。そして第三には、実際の用例において '*janapada*' とどのように異なるかということである。

なおここでも、'*raṭṭha*' が複数形で表されるときには実線による下線を付し、単数形で表されるときには破線による下線を付しておく。

[1] まずラッタはゲゼルシャフト的な概念であって、政治的な支配の及ぶ範囲をいうからきちんとした境界がある。ジャナパダはゲマインシャフト的な概念であって、地縁・血縁をともし、文化を共有するという曖昧なものであるから、はっきりとした境界はつけられない。したがってここに両者の基本的な差異があるということになる。

Vinaya 「(比丘尼) 波逸提 037」は、「いずれの比丘尼といえども、危険があると見え、恐怖を伴うラッタ内において (antoratthe)、隊商と伴われることなく遊行するならば、波逸提である」という条文であり、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 038」は、「ラッタ内」が「ラッタ外 (tiroratthe)」に変わっただけであるが、この「ラッタ内 (antoratthe)」と「ラッタ外 (tiroratthe)」を次のように定義している。

‘ラッタ内に (antoratthe)’ とは、ある人が住んでいる、そのラッタにおいて (*yassa vijite viharati tassa raṭṭhe*)、である。*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 037」(vol.IV p.295)

境界内者自王境内。『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 119」 (大正 22 p.539 下)

界内者繞城四面。『四分律』「(比丘尼) 単提 098」(大正 22 p.747 中)

‘ラッタ外に (*tiroratthe*)’ とは、ある人が住んでいる、それ以外の別のラッタにおいて (*yassa vijite viharati taṃ ṭhapetvā aññassa raṭṭhe*)、である。Vinaya「(比丘尼) 波逸提 038」(vol.IV p.296)

餘国者異王境界。『僧祇律』「(比丘尼) 波逸提 118」(大正 22 p.539 中)

邊界者遠城處。『四分律』「(比丘尼) 単提 097」(大正 22 p.747 上)

サンスクリットの『摩訶僧祇律』でも

‘いかなる領土内であろうとも’ とは、自分の領土、である (*anto-rājyaṃ kaṃ pi bhavati ti sva-rājyaṃ*)。『梵文僧祇律』(p.268)

‘ラーシュトラ内も’ とは、自分のラーシュトラ、である (*anto-rāstrakam api ti sva-rāstram*)。『梵文僧祇律』(p.268)

‘領土外’ とは、他の領土、である (*tiro-rājyaṃ ti para-rājyaṃ*)。『梵文僧祇律』(p.267)

とされている。

なお『梵文僧祇律』では ‘*rāṣṭra*’ のほかにも ‘*rājya*’ という言葉が使われている。先に【2】の [2-1] に書いたように、‘*rājya*’ はパーリ語の ‘*rajja*’ に相当し、「王であること」すなわち王権(君主権)＝統治権を意味するが、‘*rāṣṭra*’ とほとんど同じように使われる。一例を挙げると、レーヌ (*Reṇu*) という王子が父王ディサンパティ (*Disampati*) の崩御後、その領土を継承したのであるが、その領土を「ラッジャ (*rajja*)」と表現しており⁽¹⁾、この語もまた君主権を伴う領土の意として用いられていると考えられる⁽²⁾。ロミラ・ターパルによれば、ラージュヤにしてもラーシュトラにしても、これらの語は氏族の土地の支配よりも君主権を強調する、と言われている⁽³⁾。この点はパーリ語の註釈書文献資料にも述べられているところでもある⁽⁴⁾。

ところでこの律蔵の規定の「ラッタ内」「ラッタ外」は「ジャナパダ内」「ジャナパダ外」であってもよさそうであるが、それがなぜ「ラッタ」なのであろうか。その理由はおそらく、そもそもジャナパダには地域を限定するという厳密性はないから、厳密なことばを使う必要性のある律蔵では「ラッタ」が使われたものであろう。境界がはっきりしないジャナパダでは、法律文書としては適当ではないからである。対応する漢訳の資料のうち、『四分律』は「界内者繞城四面」「邊界者遠城處」とされていて、それほど厳密性は認識されていないが、『僧祇律』では「境界内者自王境内」「餘国者異王境界」⁽⁵⁾ とされ、パーリ語のラッタの意味が十分に反映されている。

したがって、ラッタとは1人の王が領有する領土で、その領土は何らかの境界目印を以て、他の土地と峻別された地域である、と定義されうるであろう⁽⁶⁾。なお註釈書文献では、ラッタの首都をマハー・ナガラというとしている⁽⁷⁾。単にナガラという場合には、それはジャナパダとも称されたわけであるが、マハー・ナガラということになると、それはラッタという言葉と対応するもののように感じられる。

(1) *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」vol.II p.233)。なお *Mahāvasthu* (Senart 校訂本、vol.III p.207) 所収の *Mahāgovindanūya-sūtra* では、ディシャーンパティ (*Disāmpati*) 王の領土を *rājya* と表現されている。

- (2) このようなラッチャの用例は註釈書文献になると、例えば *Jātaka* 454 (vol.IV p.079) には、デーヴァガッパ (Devagabbhā) の子どもである 10 人の兄弟がカンボージャの首都ドゥヴァーラヴァティー (Dvāravatī) というナガラを滅ぼし、さらに「全ジャンブ州における 6 万 3 千のナガラで、……すべての王を殺害した (sakala-Jambudīpe tesatṭhiyā nagarasahassesu sabbe rājāno……jīvitakkhayam pāpetvā)」 (pp.083-084)。そしてドゥヴァーラヴァティーを居城として、兄弟で「ラッチャ (領地、Skt. rājya) を 10 に分配した (rajjam dasa koṭṭhāse katvā vibhajimsu)」 (p.084) とされている。つまりカンボージャにいた 10 人の兄弟が全インドを統一し、宗主権のあるラッチャを 10 に分けたとは、全インド内に 10 のラッタが成立したことを意味する。
- (3) 『国家の起源と伝承』 p.170
- (4) *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol.V p.318) に、ラッタとは王の主権とそれの及ぶ領域 (領土) と定義している。本論文【2】 [2] [2-1] p.095 を参照。
- (5) 諸橋轍次『大漢和辞典』の「境界」には「境域」「疆界」 (巻 3 p.244) の意味をあげている。なお *raṭṭha* (*rāṣṭra*) に対応する漢訳には「国」「国土」をはじめ、上記の「境界」以外に「界」「境土」も挙げられる。このうち「界」は「境域」 (巻 7 p.1086)、「境土」は「境の中の土地」 (巻 3 p.244) などとあるので、いずれも境界をもつ土地を意味している。同『大漢和辞典』には、「国」は〔解字〕によれば「口 (くにの四方の境界) と或 (戈と口と一との合字で、四方の境を戈を以て守ること、更に土地を表す一を加えてくにの意を示す) との合字」 (巻 3 p.073) とある。
- (6) *Arthaśāstra* 2-1-3 (p.032) には「河川、山、森林、砂地、洞窟、灌漑設備、シャミー樹、シャールマリー樹、乳樹を境界の端に配置すべきである (nadi-sāila-vana-bhr̥ṣṭi-darī-setubandha-śamī-śālmali-kṣira-vṛkṣān anteṣu sīmnam sthāpayet)」 (上村勝彦訳『カウティリヤ実利論 (上)』 p.090) とあり、グラーマ (村落) の境界となるべき目印が明示されている。
- (7) 『四分律』には「界内者繞城四面」とあって、「界」と訳されたラッタとは「城」を中心とした地域を意味しているようである。ラッタとはナガラ (都市) を中心として、その周囲を何らかの境界で画定された領域と推定させる文献資料として、*Sīmavisodhanīpāṭha* がある。これによれば「‘ジャナパダ結界 (janapada-sīmā)’ というのは、ある 1 人の王の領土において、マハーマッチャ (大臣) が住んでいる各々の区域が (ekassa rañño vijite pavatto mahāmaccānaṃ nivāsabhūto ekameko padeso)、ジャナパダ結界と言われる」とされ、さらに続けて「‘ラッタ結界 (raṭṭha-sīmā)’ というのは、カーシ、コーサラなどの 16 のマハー・ジャナパダ (十六大国) である (Kāsi-Kosalādikā soḷasa mahājanapadā) とされている。また [各マハー・ジャナパダにはナガラ (首都) があるところから] それらは“16 のマハー・ナガラ (十六大城)”とも言われる (soḷasamahānagaran ti pi teṣaṃ nāmaṃ)、とされる」 (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.066) このように註釈書時代には、ラッタはマハー・ジャナパダと表現され、ジャナパダはその一部の領土であって、大臣が統治する土地を表すことになっているわけである。またここではマハー・ナガラがラッタの首都を表すことは明白である。なおここではヴァッジ、マウラなど共和制の国とされているものもラッタと表現されている。これは現実を表したのではなく、註釈書時代には、原始仏教聖典時代には「マハー・ジャナパダ」と表現されていた「十六大国」が、当時の社会背景を反映して、単にラッタと言い換えられたものであろう。

[2] またラッタは王の支配が及ぶ限定された土地であるから、これを征服したり、捨てたり、譲渡したりすることがありうる。

[2-1] まず征服し、奪い取るという文脈のなかでラッタが使われる資料を紹介する。

[世尊が偈を唱えられて] 骨を碎き、生命を奪いつつ、牛や馬や財物を持ち去り、ラッタを (*raṭṭham*) 盗む者たち、彼らにも和合がある。*MN.128 Upakkilesa-s.* (「随煩惱経」vol.III p.154)、*Vinaya* 「コーサンビー犍度」(vol. I p.350)。

碎身至斷命 奪象牛馬財 破国滅亡盡 彼猶故和解……『中阿含』072「長寿王本起経」(大正 01 p.535 中)

斷骨害生命 盜取牛馬財 国土鬪諍亂 亦有還和合 『四分律』「拘睺彌犍度」(大正 22 p.882 中)

斷骨奪人命 劫盜牛馬財 破国滅族怨 猶尚得和合 『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.160 上)

[世尊が偈を唱えられて] もし賢き仲間、共行者が、善き住処と賢き者とを得られなければ、王が征服したラッタを (*raṭṭham*) 捨てるように、[また] 象が林中の象らを捨てるように、ただ一人行け。*MN.128 Upakkilesa-s.* (「随煩惱経」vol.III p.154)、*Dhammapada* v.329 (p.092) (1)、*Suttanipāta* v.046 (p.008)、*Vinaya* 「コーサンビー犍度」(vol. I p.350)

若不得定伴 慧者獨修善 如王嚴治国 如象獨在野 『中阿含』072「長寿王本起経」(大正 01 p.535 下)

學無朋類 不得善友 寧獨守善 不與愚偕(2) 樂戒學行 奚用伴爲 獨善無憂 如空野象 『法句経』(大正 04 p.559 下)、『法句譬喻経』(大正 04 p.577 下)、『出曜経』(大正 04 p.697 下～p.698 上)

若不得善伴 獨行常勇健 捨於郡国邑 無事如野象 『四分律』「拘睺彌犍度」(大正 22 p.882 下)

これらはコーサンビーのサンガに紛争が持ち上がったとき、それを收拾するために釈尊が説かれたものであって、パーリ律蔵では「ディーギーティ王の物語」(3)を以て諫められたのであるが、*MN.128* 経にはこの箇所を欠いている。このなかに「怨みを以て怨みはやまず、怨みなきを以て怨はやむ (*na……verena verā sammanti, averena……verā sammanti*)」(4)という有名な句が含まれるのである。

ところで上の資料は偈の部分においてはラッタという語が用いられているのであるが、【6】の【3】においても紹介したように、散文の中では、「カーシ王のブラフマダッタはコーサラ王ディーギーティの兵、車、国土、蔵、倉庫を侵略して治めた (*Kosalarañño balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca kosañ ca koṭṭhāgārañ ca abhivijjiya ajjhāvasati*)」とし(5)、この中にはジャナパダが使われている。前節においてジャナパダも領土を意味する用法があることを指摘したように、領土を意味するという点ではラッタと共通するわけである。

Arthasāstra によれば国家を構成する7つの要素 (*saptāṅga*) としてジャナパダが上げられているが、*Manusmṛti* ではこれをラーシュトラとするから(6)、これらにおいてもジャナパダとラッタは区別されていないということになる。ただし、ジャナパダには人々がクラス文化的背景を持った領域、ラッタには政治的な権力が及ぶ領域という意味を失っていないことはもちろんである。

(1) 水野弘元『法句経の研究』p.220 参照。

(2) 大正新脩大蔵経の『出曜経』(大正 04 p.697 下)では「諧」とするが、宋・元・明の三本

により「偈」を採る。

- (3) 本論文【6】 [3] p.158 の註 (2) を参照。
- (4) *Vinaya* 「コーサンビー健度」 (vol. I p.344)。対応する漢訳のうち、『四分律』「拘睺彌健度」(大正 22 p.881 上)には「以怨報怨終不除。唯有無怨而除怨耳」とあり、『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.159 中)には「以怨報怨無由息。報怨以德其怨乃已」とある。
- (5) 同資料には「コーサラ王ディーギーティの軍隊、運載のための〔象や馬などの〕動物、ジャナバダ…… (Dīghitissa Kosalarāṇṇo balaṅ ca vāhanaṅ ca *janapadaṅ* ca……)」(p.342)、あるいは「〔ディーギーティの発した言葉として〕我等の軍隊、運載のための〔象や馬などの〕動物、ジャナバダ…… (amhākaṃ balaṅ ca vāhanaṅ ca *janapado* ca……)」(p.343) などとある。さらには同資料には「父に属する軍隊、運載のための〔象や馬などの〕動物、ジャナバダ…… (pettikaṃ balaṅ ca vāhanaṅ ca *janapadaṅ* ca……)」(p.349) ともある。
- (6) 国家の7つの要素について、*Arthasāstra* 6-1-1 (p.164) では「君主・大臣・地方(ジャナバダ)・城砦都市(ドウルガ)・国庫・軍隊・友邦、以上が〔国家の〕構成要素である (svāmy- amātya-janapada-durga-kośa-daṇḍa-mitrāṇi prakṛtayaḥ)」とされている。このほか *Arthasāstra* 8-1-5 (p.205)、同書 8-1-34 (p.206) などでも言及する。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論(下)』(岩波書店 1984) p.042 参照。ただしジャナバダを「地方」と訳するのは必ずしも適当ではないであろう。むしろ「領土」と訳すべきではないかと考えられる。これに対して *Manusmṛti* 9-294 では、「王、大臣、都城〔プラ〕、領国〔ラーシュトラ〕、庫、軍隊および友邦は〔王国の〕七要素である。王国は七つの手足を持つものと言われる (svāmy-amātyau puram rāṣṭram kośa-daṇḍau suhṛt tathā, sapta prakṛtayo hy etāḥ saptāṅgaṃ rājyam ucyate)」とし、ジャナバダの代わりにラーシュトラ(ラッタ)が用いられている。訳は渡瀬信之訳『マヌ法典』p.332 によった。なおこの両書の成立年代は *Arthasāstra* が紀元前300年から紀元後200年ごろ、また *Manusmṛti* が紀元前200年から紀元後200年くらいと想定されている。山崎元一『古代インド社会の研究』p.244、渡瀬信之訳『マヌ法典』p.476 以降を参照。また上村勝彦訳『カウティリヤ実利論(上)』では「紀元前二世紀から紀元後二世紀までの間に本書が作成されたとするのが妥当であると考える」(p.008) とある。

[2-2] 次はラッタが、親から子に譲渡・相続されるという用例である。

〔ラッタパーラ長老が偈を唱えて〕死にゆく者には財物も随い行かず、子も妻も財物もラッタも (*raṭṭham*)、何れも随い行かない。*MN.082 Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒毘羅經」 vol. II p.073)、*Theragāthā* (p.076)

Theragāthā は偈のみであるが、*MN.082* 経にはこの偈の因縁譚が述べられている。これも先に紹介したのであるが、それによれば、ラッタパーラ比丘がクル王のコーラヴァヤ (*Koravya*) が所有する鹿苑 (*Migācira*) ⁽¹⁾ にいて、そこをコーラヴァヤ王が訪れた。ラッタパーラは王に例え話を出して「(ある来訪者が東方より王のもとにやって来て)『〔東方の〕ジャナバダを (*janapadam*) 見ると、大いに富んで繁栄し、人々が多く、人口も密集し、そこには多くの象軍や馬軍や車軍や歩兵軍が駐在して、そこには多くの象牙があり、そこには多くの未だ加工されない、あるいは加工された黄金があり、そこには多くの婦人の集りがある』と告げた。また西方より……、北方より……、南方より……と告げた。そして彼らが『これを武力で征服できるなら征服しなさい』と誘ったとしたら、王はどうするか」〔要旨〕と尋ねたところ、王が「征服するであろう」と答えた ⁽²⁾。そこでラッタパーラ比丘は世尊の「この世は不足し、満足せず、渴愛の僕である (*ūno loko atitto taṇhādāso*)」⁽³⁾ という

教えを告げ、人の欲には際限のないことを知って出家したと、コーラヴァ王に出家の動機を語った。そしてこの後、ラッタパーラ比丘は先の偈を説いたとされている。要するにラッタの所有権に言及しているものと解することができる (4)。

ここでも散文ではジャナパダが用いられるのに対して、偈文ではラッタが用いられるわけであって、事情は前項と異なる。

(1) *MN.082 Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒毘羅經」 vol. II p.065) *Dictionary of Pāli Proper Names.* (vol. II p.626) ‘2. Migācira’ の項を参照。

(2) 同上 (vol. II p.071)

(3) 同上 (vol. II p.072)

(4) このときコーラヴァ王はラッタパーラ比丘に「四の破滅(老・病・財・親族の破滅)」を経験せず、すなわち①青年期にあり、②健康であり、③第一の名門の子にして財産があり、④親族がいるにもかかわらず、なぜ出家を決意したのかと、その動機を訊ねている。このうち④「親族の破滅 (*nāti-pārijuṅṅha*)」で、コーラヴァ王は「ある者には多くの友人・知己、親族・血族たちがいる (*ekaccassa bahū honti mittāmaccā nātisālohitā*)。彼らには彼らニヤータカ(親戚)が順々に尽きていく (*tassa te nātakā anupubbena parikkhayaṃ gacchanti*)。[そこで彼らは次のように深慮する] 私にはかつて多くの友人・知己、親族・血族たちがいた (*mamaṃ kho pubbe bahū ahesuṃ mittāmaccā nātisālohitā*)。しかし私には彼らが順々に尽きてしまった (*tassa me anupubbena parikkhayaṃ gatā*) ……」と。彼はその親族の破滅を経験して、……出家する (*so tena nātipārijuṅṅhena samannāgato……pabbajati*)」 (vol. II pp.067~068) と、出家の動機としてニヤーティ(親族)やサーローヒタ(血族)、あるいはニヤータカ(親戚)に言及する。ところで渡瀬信之訳『マヌ法典』「財産分配」の項 (pp.305~322) をみると、遺産相続の権利を有する者は兄弟などの血族あるいは親族、とりわけて長子 (*jyeṣṭha putra*) が主となっている。奇しくもラッタパーラは釈尊の教えを聞いて出家を決意し、父母に出家の許可を得ようと告げたところ、両親をして「愛しき一人っ子 (*ekaputtako piyo*)」 (vol. II p.056) と言わしめた。ただし、この時点で彼はすでに妻帯者であったのであるが。その後、舎衛城・祇樹給孤独園に居られた釈尊のもとで阿羅漢となって、再び我が家を訪れたとき、彼の父は「財を享受せよ (*bhoge bhujassu*)」 (vol. II p.056) と還俗を迫ったという経緯がある。このような背景を考えると、相続の権利を有する者は *MN. 082* で言及されるようなニヤーティ、サーローヒタ、あるいはニヤータカに相当する人々であったろうと考えられる。

なおニヤーティとは父系的な拡大親族集団をさすと言われ (『国家の起源と伝承』 p.122)、*MN.* の註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. I p.159) などに「‘ニヤーティ’とは、義母、義父の一族たちである (*nāti ti sassu-sasura-pakkhikā*)」とあり、女性の嫁ぎ先の夫、その夫の父母の親族を指している。またニヤータカ (*nātaka*) とは姻戚集団と言われる (『国家の起源と伝承』 p.122)。

[2-3] 以上のようにラッタは奪ったり、捨てたり、譲渡したりできるものである。それは簡単にいえば何者かがその土地に対しての絶対的な権力を有していることを表しているといってもよいであろう。それが ‘*raṭṭhavant*’ という、‘*raṭṭha*’ に所有を表す接尾辞の *-vant* が付された言葉に現れている。

[神が告げて] 大いに財宝、財産があり、ラッタを領有する (*raṭṭhavanto*) クシャトリアたちは、欲に飽くことなく、互いに貪り得ようとする。 *SN.001-003-008* (vol. I p.015)

この文章は *Vimānavatthu* (p.091) に同じ偈の前半部分があり、その註釈書 *Vimāna-*

vatthu-aṭṭhakathā (p.264) によると、「‘ラッタを領有する’とは、ラッタの所有者（主人）である（*raṭṭhavanto ti raṭṭha-sāmikā*）」とされている。

これがどのような内容を意味するのか正確なところはわからないが⁽¹⁾、*Manusmṛti* 10-115に、財産に対する権原（*āgama*）として「相続（*dāya*）」、「獲得（*lābha*）」、「購買（*kraya*）」、「征服（*jaya*）」、「投資（*prayoga*）」、「労働（*karmayoga*）」、「贈物（*satpratigraha*）」の7つを挙げるから⁽²⁾、所有権といってもよいかも知れない⁽³⁾。しかしこの場合も、財宝・財産など、さまざまな所有権の一部としてのラッタである。

(1) ヒンドゥー法典では、動産（*jaṅgama*）と不動産（*sthāvara*）とからなる財産（*dravya*）に対する所有の観念は早くから成立し、その所有を表わす語は「自己を意味する代名詞 *sva* とその派生語（*svatva*, *svāmya*, *svāmitva*）」を用いるという。山崎元一『古代インド社会の研究』p.252の註(11)参照。因にパーリ語 *sāmika* はその *sva* の派生語である。

(2) 渡瀬信之訳『マヌ法典』p.357参照。

(3) 『マヌ法典』における土地財産の所有権については、山崎元一『古代インド社会の研究』p.249以下を参照。なお同博士は土地所有権を「ヒンドゥー法典類のいう権原（*āgama*）と享有（*bhukti*）を伴った所有権（*svatva*）、すなわち、土地を利用、相続、売却、入質、移譲することのできる権利」（同書 p.244）と定めて論じておられる。

[3] 上述のように、奪ったり、捨てたり、あるいは譲渡したりするラッタというのは、王としての全存在をかけた「王国」と表現するほどのものではなく、財物などとならぶ何らかの権利の対象になっているラッタということを表す。

このことは宗主国からある一定の権利を付与されたものと考えられる付庸国にもラッタという言葉が使われていることによっても知られる。

[3-1] その典型的なものがマガダとアングの関係に見られる。

Theragāthā v.632 (p.065) には、

[ソーナ・コーリヴィサ (*Soṇa Koḷivisa*) 長老の偈] 彼は、かつてアング王のラッタにおいて、位高き従者であった…… (*yāhu raṭṭhe samukkaṭṭho rañño Aṅgassa pad-dhagu*……)。

とされているように、ソーナ・コーリヴィサ長老はかつてはアング王のラッタに仕える者であった。

ところで *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.*（「種徳経」vol. I p.111）には、「婆羅門ソーナダンダはチャンパー城に住んでいた。[その城は]豊かな王領地であって、マガダ王セーニヤ・ビンピサーラによって与えられた浄施の拝領地であった（*rājabhoggam raññā Māgadhena Seniyena Bimbisārena dinnam rājadāyaṃ brahmadeyyam*）」とされている。チャンパーはいうまでもなく、アングの首都である⁽¹⁾。またパーリの律蔵「皮革鞆度」にも、「そのときマガダのセーニヤ・ビンピサーラ王は8万のガーマにおいて主権者・支配者であり、統治していた（*tena kho pana samayena rājā Māgadhō Seniyō Bimbisāro asītiyā gāmasa-hassesu issarādhipaccam rajjam kāreti*）」⁽²⁾とされているし、*Jātaka* 545 (vol. VI p.272) には「そのときアング王はマガダの統治下にあった（*tadā Aṅgarañño va Magadharajjam ahoṣi*）」とされている。また他の梵語文献などによれば、かつてビンピサーラが太子であったときにアングを統治し、父王マハーパドマ（*Mahāpadma*、大蓮華王）が王舎

城で崩御した後、ビンピサーラは帰城してアンガとマガダを統治したという記述があるから (3)、アンガのより高度な支配権はビンピサーラが有していたのである。

このようにアンガの首都チャンパーは、アンガ王がマガダ王のビンピサーラから浄施の拝領地として与えられたもので (4)、そこにソーナダ Tantra 婆羅門は住んでいたということになる。このようにアンガはマガダの付庸の領地であったわけで、この首都チャンパーを含むアンガが上記の *Theragāthā* v.632 でラッタと称されているのであるから、ここでのラッタは具体的には付庸国を指していることになる (5)。

ついでであるが、*Vinaya* 「業毘度」 (vol. I p.240) では、マガダ王のセーニヤ・ビンピサーラが「わが領土のバディヤ城には、確かにメンダカ居士が住んでいる…… (amhākaṃ kira bhaṇe vijite Bhaddiyanagare Meṇḍako gahapati paṭivasati……)」と語っており、バディヤ城はアンガの北方にあったアングッタラーパ (*Aṅguttarāpa*) (6) も同王の統治下にあったことを示している。このような宗主国と付庸国の関係にある土地はその他にも数多く見られ、その中にはアンガという十六大国に含まれるような大国のみならずその他にガーマやナガラなども知られる (7)。

このように少なくともアンガはアンガ王の支配下にあったわけであるが、パーリの律藏「皮革毘度」では、マガダのビンピサーラ王は、8万の村の村長を招集し、そのなかにアンガ王の位高き従者であるソーナ・コーリヴィサも含まれているのであるから、アンガもマガダ王の支配下にあり、アンガ王よりもより高度の権力をマガダ王は有していたことになる (8)。要するに付庸国に対しては、付庸国の国王と宗主国の国王のもつ権力が何らかの形において重複しているわけであって、仮にそれを所有権と占有権というとすれば、所有権はマガダ王が有し、占有権はアンガ王が有していたということになるであろう。そして今の場合、ラッタという用語は所有権を有するマガダ王に対してではなく、占有権を有していたアンガ王に対していわれていることになる。

- (1) チャンパーは六大城の1つに挙げられ、アンガの首都 (*mahānagara*) とされる。本論文【6】[1] の註 (3) p.152 を参照。
- (2) *Vinaya* 「皮革毘度」 (vol. I p.179)
- (3) 『梵文根本有部律Ⅱ』 「出家事」 (vol. II p.078) には、「後に、王舎城でマハーパドマ王が崩御した。大臣たちがビンピサーラ [王子] を指名して、『閣下よ、あなたの父王が崩御された。[王舎城に] 帰城され、統治権を継承なさいませ』 [と告げた]。彼は帰城して、そこでアンガとマガダの大臣たちによって、アンガとマガダの王子が大灌頂を以て即位した。それ以降ビンピサーラ王がアンガとマガダを統治した (apareṇa samayena Rājagṛhe Mahāpadmo rājā kālagataḥ, amātyair Bimbisārasya rājñāḥ saṃdiṣṭam, deva pitā te kālagataḥ, āgaccha rājyaṃ praticchetai, sa āgataḥ, tato 'ṅga-Magadhīyakair amātyair Aṅga-Magadhayoḥ rājakumāro mahābhīṣekeṇa abhiṣiktaḥ tato rājā Bimbisāraḥ Aṅga-Magadhayoḥ rājyaṃ karoti)」とある。またチベット文 *Dul ba gshi 'Rab tu 'byuñ ba'i gshi* (「出家事」) の北京版 (『北京版西藏大藏經』 vol.41 p.005)、デルゲ版 (Nying-ma Edition Text 001 p.004) では、[北京版7a、デルゲ版6b] *dus gshan shig na rgyal po Pad-ma chen-po dus la bab nas rGyal po'i khab kyi blon po rnam kyis gZugs can sñin po la lha khyod kyi yab dus la bab po shes sprin nas, de An-ga dan Ma-gā-dha pa'i blon po rnam kyis rgyal srid la dbaṅ bskur ba chen pos dbaṅ bskur to, de nas rgyal po gZugs can sñin pos yul An-ga dan Ma-ga-dha dag tu rgyal srid 'byor pa* とあつ

て、上記の梵文とはほぼ一致する。しかし『根本有部律』「出家事」（大正 23 p.1021 下）では「後於異時。蓮華王崩。摩揭陀国諸群臣等告哀請還統治本国。是時影勝即以占波国事付彼舊臣、嚴駕星馳赴哀歸国。服制既畢、紹繼父王、以法化人」とあって、「付彼（＝影勝）舊臣」とする。したがって、ピンピサーラ王の舊臣にアングの首都「占波（Campā）」の国事を付託したものと考えられるので、ピンピサーラ王によるアングの間接的な統治を示唆している。

- (4) 『印度仏教固有名詞辞典』は「*Soṇadaṇḍa* 婆羅門、頻婆娑羅王に封ぜられて領有す」（p.111）とある。また *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.1296) の '*Soṇadaṇḍa*' の項も同様である。テラガーターの偈中のアング王がピンピサーラをさすなら、このようになるであろうが、別にアング王がいたとすれば、ソーナダダはその高臣であったとするのであるから、ソーナダダがアングを拝領したことにはならない。しかし『長阿含』022「種徳経」（大正 01 p.094 上）には、「波斯匿王即封此城 [=「瞻婆城（Campā）」]。與種徳婆羅門以爲梵分」とあって、波斯匿王が種徳婆羅門に与えた梵分（*brahmadeyya*、淨施の拝領地）とする。ただし註（9）に引用するように、『四分律』「皮革鞣度」（大正 22 p.843 中）では瞻婆城主と守籠那を別人として描き、『五分律』「皮革法」（大正 22 p.145 上）では首樓那を城中の長者子としている。
- (5) 水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」p.070 並びに p.079 以降、羽溪了諦「仏教興起の政治的背景」（『仏教研究』新第 6 卷、第 1 号 1929）p.101 以降、中村元『インド古代史（上）』p.248 以降参照。
- (6) *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. I p.022) 参照。 *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol. II p.437) に「'アングッタラーパのなかに' とは、このアングッタラーパというジャナパダはアングであるが（*Āṅguttarāpesū ti Āṅgā eva so janapado*）、[マハーマヒー（*Mahāmāhī*）・] ガンガー [河] の北に水郷があり（*Gaṅgāya pana yā uttarena āpo*）、その水郷の近くにであるので、ウッタラーパとも [言われる]（*tāsaṃ avidūrattā "Uttarāpo" ti pi*）」とある。なお註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III p.034) にもほぼ同文がある。マヒー河については『印度仏教固有名詞辞典』 '*Mahī*¹' p.392、ならびに *Dictionary of Pāli Proper Names*. (vol. II p.593) '*1. Mahī*' を参照。
- (7) 梵施の拝領地として、ガーマには *DN.005 Kūṭadanta-s.*（「究羅壇頭経」vol. I p.127）：「カーヌマタ（*Khānumata*）というマガダの婆羅門村」、*MN.095 Caṅki-s.*（*Caṅki-s.*「商伽経」vol. II p.164）：「オーパサーダ（*Opasāda*）というコーサラの婆羅門村」などがある。ナガラには *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.*（「種徳経」vol. I p.111）：アングの「チャンパー [城]（*Campā*）」、*DN.023 Pāyāsi-s.*（「弊宿経」vol. II p.316）：「セータヴィヤ（*Setavya*, *Setavyā*）と名づけるコーサラのナガラ」などがある。またバセーナディ王が与えた淨施の拝領地には、*DN.003 Ambaṭṭha-s.*（阿摩晝経 vol. I p.087）：「ウッカッタ（*Ukkaṭṭha*）」、*DN.012 Lohicca-s.*（露遮経 vol. I p.224）：「サーラヴァティカー（*Sālavatikā*）」がある。
- (8) *Vinaya*「皮革鞣度」（vol. I p.179）に「そのときマガダのセーニヤ・ピンピサーラ王は 8 万のガーマにおいて主権者・支配者であり、国を統治していた（*tena kho pana samayena rājā Māgadhō Seniyō Bimbisāro asitiyā gāmasahassesu issarādhiccaṃ rajjaṃ kāreti*）。そのときチャンパーにソーナと名づけるコーリヴィサ長者の子がいた（*Campāyaṃ Soṇānāma Koḷiviso seṭṭhiputto*）」とあって、マガダのピンピサーラ王が支配下に置く 8 万のガーマミカ（*gāmika*、村長）を招集したときのことを伝えている。

なおこれに対応する漢訳の『四分律』「皮革鞣度」（大正 22 p.843 中）には「時瞻婆城有大長者子字守籠那。其父母唯有此一子、甚愛念之。生來習樂、未曾躡地而行足下生毛。時摩竭国王。……遲欲見之、即勅瞻婆城主。使諸長者各將其兒來至我所。時瞻婆城主即各將其

兒詣摩竭王所、到已頭面禮王足在一面住」とあり、また『五分律』「皮革法」（大正 22 p.145 上）には「爾時瓶沙王摩竭鴛伽二国有四萬二千聚落。彼諸豪傑無有不信佛法僧者。唯除瞻婆城中有長者子名首樓那。其人大富有二十億錢時人號曰首樓那二十億。是人生便受樂手脚柔軟脚下生毛。瓶沙王作是念。我界內唯有二十億未信佛法。我當云何令彼信樂。我若自往當大驚怖。我呼召之必生疑畏。正當通命瞻婆城中六十家諸豪傑觀王子婚因此相見誨以道法。念已即便呼之。……〔首樓那が〕到王舍城。……〔p.145b〕〔王は彼の脚を見て〕念言。我國乃生如此大福德人」とあり、一方『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.183 上）には「瞻葡国中有長者子。字沙門二十億。是人棄二十億金。捨瞻葡城五百聚落阿尼目佉出家……」とのみある。このうち『五分律』だけはビンピサーラ王がアングを「我界内」とか「我國」と述べていて、この土地がビンピサーラ王の統治下にあったことを示している。

[3-2] 上記のようなことは、ラッティカ (*raṭṭhika*) という言葉が存することからも証明されうる。ラッティカとは、王 (*rājan*) 以外のラッタを享受する者の名称であって (1)、父祖伝来の土地を領する者、あるいは遺産相続者と位置付けられている (2)。このラッティカはパーリの律蔵で説かれている種々なるレベルの王のうち (3)、ビンピサーラ王やパセーナディ王よりも下位に位置する「郡なる諸王 (*maṇḍalikā*)」とか「中間層なる諸王 (*antarabhogikā*)」に相当すると考えられ、彼らが所有する領土は一地方レベルの地域とか、あるいはガーマを単位とするような小規模な地域であったと推定される (4)。

- (1) *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.350) には「‘ラッティカ’とは、ラッタを享受する者、である (*raṭṭhiko ti yo raṭṭhaṃ bhuñjati*)」とある。
- (2) *AN.005-006-058* (vol. III p.076)、*AN.006-002-017* (vol. III p.300) には「ペッタニカたるラッティカ (*raṭṭhika pettaṇika*)」とある。この註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.261) に、「‘ラッタを享受する’というのが、ラッティカである (*raṭṭhaṃ bhuñjati ti raṭṭhiko*)。‘父祖により与えられた財産を享受する’というのが、ペッタニカである (*pitara dattaṃ sapatteyyaṃ bhuñjati ti pettaniko*)」とある。また同註釈書 (vol. III p.350) には「‘ラッティカ’とは、ラッタを享受する者、である (*raṭṭhiko ti yo raṭṭhaṃ bhuñjati*)。‘ペッタニカ’とは、父祖が代々受け継いできたものを享受する者 (遺産相続者)、である (*pettaniko ti yo pitara bhuttānubhuattaṃ bhuñjati*)」とある。要するに、ペッタニカ (*pettanika*) とは父祖伝来の土地を領する者、あるいは遺産相続者の意で、ラッティカ (*raṭṭhika*) とは封侯、地方豪族の意である。
- (3) 本論文【2】 [2] [2-1] p.096 の註 (2) 参照。
- (4) 上記の註釈書 *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.309) では「①大地の王とは、全インドの転輪王アソーカに等しきもの (*rājā dipacakkavattī Asokasadiṣo*)、②地方の王とは、ビンピサーラやパセーナディ (*Bimbisāra-Pasenadi-ādayo*)、③郡なる王とは、インド各地に各々の領地を享受するもの (*ye dipapadese pi ekamekaṃ maṇḍalaṃ bhuñjanti*)、④中間者層なる王とは、〔上記②③の〕2人の王の間であって、多少のガーマを所有するもの (*dvinnamaṃ rājūnaṃ antarā katipayagāmasāmikā*)」とあるので、ラッティカは「③郡なる王」あるいは「④中間者層なる王」に相当するように思われる。なお対応する漢訳の『善見律毘婆沙』卷第九 (大正 24 p.732 下) には、「①地主者。主四天下如轉輪聖王。或一天下如阿育王」、「②一處有如瓶沙王波斯匿王」、「③一邊者。一邊地王」、「④中間者。領一村二村。亦名爲王」とある。なお *maṇḍalaka-rājā* は T. W. Rhys Davids and W. Stede, *Pāli-English Dictionary*. p.517 に "the king of a small country" Mvyut 94 とある。F. Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*. p.416 参照。また荻原雲来編纂・辻直四郎監修『梵和大辞典』p.1028 の *māṇḍalaka* に「一地方を支配する」、榊亮三郎編著『翻訳名義大集』(国書刊行会 1981 [再刊]) p.255 の 3974[3674] *maṇḍalakarājā*、

rgyal-phran「小王」「藩王」とある。これには上述の梵施によって得られた拝領地も含まれるであろう。

[3-3] 以上のように、ラージャンやクシャトリヤが何らかの権利を有するラッタには、アンガのような「大国」と呼ばれるような大規模な領土の場合もあれば、直轄領地であるナガラやガーマ程度の――当該村落の農民の所有権のある土地を含めた――範囲で、彼らの主権（即ち、主として徴税権と刑罰権）が及んだものもあったことになる。後者の場合には王（国家）とガーマニー（村落共同体の長）⁽¹⁾ との間には土地に関する何らかの権利が輻輳しているし⁽²⁾、宗主国と附庸国の関係にある場合も、主権の及ぶ範囲がさまざまであったと思われる。いずれにしても一村を統治するガーマニー、あるいはナガラを中心に数ヶ村を統治する「藩王（*maṇḍalakarājan*）」⁽³⁾ ほどの王がその何らかの権利の及ぶ範囲を以てラッタといわれる場合もあったわけである。

これに対してピンビサーラ王のように8万のガーミカ（*gāmika*、村長）⁽⁴⁾ を集めたほどの主権者・支配者（*issarādhipacca*）もあって、理屈の上ではこれもまたラッタといわれうるのであろうが、このような用例は註釈書文献になるまでは現れない。

- (1) 中村元『インド古代史（上）』には「村を統治する直接の長は村長（*gāmaṇi*）であった。村長が政府の仕事を代行し、また政府に対しては農民一般の利害を代弁し陳述したと考えられる」（p.178）とある。さらに同書には「村長は多分に行政官的性格をもっていたのであろう」（p.185）とか、あるいは『国家の起源と伝承』（p.125）では「村内行政の権限がしばしばガーマニーに与えられる」と述べられている。
- (2) 山崎元一博士は『マヌ法典』『実利論』の史料の立場を通して「土地に対しては、国家（国王）、村落共同体、農民の権利が重なっており、いずれの権利を主たるものと見るかで異説が生ずる。はっきりしていることは、所有権がいずれに帰属するにせよ、それは『完全な』『唯一の』所有権ではありえないことである」（『古代インド社会の研究』p.264）と述べられている。
- (3) 本論文【7】 [3] [3-2] p.176 の註 (4) を参照。
- (4) 山崎元一博士は「ガーミカは、村落行政に責任をもつ村長で、村民集会で選ばれるか、地位を世襲した者であろう」（『古代インド社会の研究』p.215）と述べられている。

[4] 上記のように、ラッタは王の支配する土地の意であるが、この支配の内容のどの部分をとらえてラッタというかが問題となるであろう。

[4-1] もっとも一般的なものは収税権であろう。それは次の文章からも知ることができる。

SN.007-002-002 (vol. I p.174) と *Theragāthā* (p.056) に次のような偈がある。文句は同じであるが、前者は世尊がウダヤ（*Udaya*）婆羅門に説いた偈、後者はカールダーイン長老が唱えた偈とされている。

[世尊がウダヤ婆羅門に偈を唱えられて] 再三再四、種を播き（*vapanti bijam*）、デーヴァ・ラージャン（インドラ神）が雨を降らし（*vassati devarājā*）、農民⁽¹⁾ たちが田畑を耕し（*khettaṃ kasanti kassakā*）、穀物がラッタ（*dhaññaṃ*⁽²⁾ *upeti raṭṭham*）に至る。

ここでのラッタは実質的には王国というよりも王国の倉庫、あるいは王室をさすであろう。もちろん穀物が王室の倉庫に納められるのは租税としてであろう。ラッタという言葉は、国

土の防衛や安全を図るため、あるいは生活環境をよくするための道路の建設⁽³⁾などの経費をまかなうための収税権⁽⁴⁾というものと密接不可分に結びついているのである。

ところで余談のようであるが、この偈にはインドラ神とラージャン（王）の役割とが重ね合わされていると解することもできる⁽⁵⁾。*Manusmṛti* 9-304の「インドラが雨期の四カ月に雨を降らすように (*vārṣikāṃś caturō māsān yathā-indro 'abhipravarṣati*)、[王は]自らの領国に願望の雨を降らし、インドラの行動（ヴラタ）を実行すべし (*tathā-abhivarṣet svam rāṣṭram kāmaidrindravratam caran*)」⁽⁶⁾に重なるであろう。

- (1) 例えば *DN.005 Kūṭadanta-s.*（「究羅壇頭経」vol. I p.135）、あるいは *Vinaya*「波逸提002」（vol.IV p.006）に「農耕 (*kasi*)」（ただし「農民 (*kassaka*)」p.008とも言い換えている）とあるが、あくまでも職業である。一方農民 (*kassaka*)とは「田畑を所有するか、あるいは地主から借り、それを自分自身からあるいは他人の力を借りて耕作した。土地を所有する農民は国家に租税を納め、小作農民は地代を地主に払った。両者のいずれも国家や地主の被傭人ではなかった」（『国家の起源と伝承』pp.146-147）といわれ、土地所有や納税に関わる人たちを意味する。
- (2) PTS テキストには *aññam* と校訂するが、ナーランダー版や *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により *dhaññam* と訂正。
- (3) やや後代の文献ではあるが、*Arthaśāstra* (p.038)には城塞都市の建設の項に、道路の幅について、例えば同書 2-4-3 (p.038) [王道以外の一般の] 街路 (*rathyā*)、あるいは同書 2-4-5 (p.038) 森林の道 (*vana-patha*) は4 ダンダの幅とか、同書 2-4-4 (p.038) 村落の道路 (*grāma-patha*) は8 ダンダなどとある。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論 (上)』p.101 参照。

また幹線道路としては、以下のような見解がある。ヒマラヤ山麓沿いにサーヴァッティ、ヴェーサーリー、パータリプトラへ向う北道と、マトゥラー、コーサンビー、バーラーナシー、パータリプトラへ、ヴィンディヤ山脈の支脈の北麓をヤムナー河、ガンジス河の南岸に沿って通じる南道とである。後には、北道のガンダク河に沿って南下する交通路は、河川交通の方がより重要視されるようになっていったと言われている。『国家の起源と伝承』p.135を参照。ただしわれわれは必ずしもこれに全面的に賛成ではない。なおコーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』（p.134）では、河が古くから交通路として利用されたことを述べている。

- (4) 農民は租税を支払う義務のあるものであると捉えられている。例えば *DN.002 Sāmaññaphala-s.*（「沙門果経」vol. I p.061）にも「王の臣下で、ひとりのカッサカがいるとする。彼は一家の主人 (*gahapatika*) であり、義務を果たす者 (*kāra-kāraka*、即ち、租税を納める者) であり、(王の) 富を増大させる者 (*rāsi-vaḍḍhaka*) である」とされている。註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.170)には「耕すので‘カッサカ (農夫)’である (*kasati ti kassako*)。家の主、1つの家だけでの最年長者が‘ガハパティカ (家長)’である (*gehasa pati, ekagehamatte jeṭṭhako ti gahapatiko*)。バリと称する務めをなすので‘義務を果たす者’である (*balisankhātam karaṃ karoti ti karakārako*)。穀物の蓄積と財物の蓄積を増やすので‘富を増大させる者’である (*dhaññarāsiṃ dhanarāsiṃ ca vaḍḍhetī ti rāsivaḍḍhako*)」とある。

なお『国家の起源と伝承』（pp.050-051）に、耕作者（カルカシャ／カッサカなど）を「①原始的な耕作者（自己の生存のみを目的とした焼畑移動農業）、②家政経済の名で呼んできた制度のもとでの耕作者、③農民経済のもとでの耕作者」に分類し、土地に対する権利（個別的所有権）や政治的権威・国家に対する租税の定期的支払の義務などの有無によって、②と③を区別している。ここでは③に位置付けられるカッサカ (*kassaka*) である。

農民は租税の義務を負う一方で、土地を所有し耕作する権利を有する者、あるいは次節で触れるカーシ・バーラドヴァージャ (*Kāsihāradvāja*) のような大土地所有者から借地をして耕作する者たちである。ラッタにおける王と彼らとの関係は、王が彼らに対して財産や身の安全を保障する義務、即ち人民保護と社会秩序の維持を負う一方で、彼らからその代価として徴税する権利を得ていたのである。つまり王が農民の個別的な土地所有を認知し、農民が王に対して政治的な權威を認知するような関係であったのである。このような王と農民との間に権利と義務の関係がある点で、ラッタ概念（土地の個別的な所有権を有する人々が住む領土の意）をより具体的な形で示していると言えよう。『国家の起源と伝承』(p.147)に「租税が支払われるのは王が土地所有権を主張するからではなく、王と農民が相互に権利と義務を持ち合う関係にあるからである」と述べている。

租税の額は収穫分の六分の一を王に支払われたとされる（『国家の起源と伝承』p.147、『古代インド社会の研究』p.260）。『実利論』2-15-3 (p.157) を参照。

またコーサンビー博士は、職業的な常備軍を維持するためには恒常的な租税を必要としたことを指摘している。コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』p.196 を参照。

また『国家の起源と伝承』(p.156)によれば、前代に貢物に関して用いられた語が、この時代にはむしろ徴税関係の用語として頻繁に使われているとして、バリ（租税）、全体のなかの租税に相当する部分という意味でバーガ (*bhāga*) とアルダ (*ardha*、半分)、シュルカなどを挙げている。なおシュルカ (*śulka*) 即ちスンカ (*sunka*) については、本論文の次節【7】[4] [4-2]の本文p.179ならびに同節p.180の註(1)(2)を参照。

また国土の安全を図る警察というものも必要としたであろう。*DN.005 Kūṭadanta-s.*（『究羅壇頭経』vol. I p.135）には「（マハーヴィジタ王のジャナパダでは）道路での掠奪 (*pantha-duhanā*) も見られる」とあり、このような危険を防止する必要があったからである。

(5) 『国家の起源と伝承』「ラージャー権の強化」p.082以降を参照。なお山崎元一『古代インドの王権と宗教』(p.092)では「王を超自然的な力の持ち主と見る傾向は古代のインド人一般の間に存在し、仏教徒もまたその影響を受けた。……仏典中ではこの種の俗信が“王の政治の如法・非法は自然界をも動かす”という形で語られている」と述べられている。

(6) 和訳は渡瀬信之訳『マヌ法典』(p.333)、テキストは *Manusmṛti Typed, analyzed and proofread by M. YANO and Y. IKARI* (May-June 1991, January-April 1992, March-April 1996) を使用させて頂いた。

[4-2] なおラッタという言葉とは直接の関係はないが、パーリの原始仏教聖典に登場する税について一言しておこう。

‘スンカガータ（収税所）⁽¹⁾’とは (*sunḥaghātaṃ nāma*)、山を穿たれた場所とか、河の渡場とか、村の入口に (*pabbatakhāṇḍe vā nadititthe vā gāmadvāre vā*)、〈ここに入る者より税を取るべし〉と (*atra pavitṭhassa suṅkaṃ gaṇhantū ti*)、[このような標識が] 王によって立てられた所である (*raññā ṭhapitaṃ hoti*)。 *Vinaya* 「波羅夷 002」(vol. III p.052) ⁽²⁾

[私、即ち、セーリーという名の国王 (*Serī nāma rājā*) は人々に] [城] 外の諸ジャナパダからの収益 (貢獻、*āya*) のうち、半分を後宮 (*antepura*) に収め、そこで半分を沙門、婆羅門、貧窮なる者、旅行者、宿無き者、乞う者たちに布施として与えよ [と告げた]。 *SN.002-003-003* (vol. I p.059)

諸方邊国。歳輸財物應入我者。分半入庫。分其半分。即於彼處惠施作福。『雜阿含』999 (大正 02 p.262 上)

他方小国所可貢獻。半入庫藏。半用修福。『別訳雜阿含』136 (大正 02 p.427 上)

とあるように、税にはバリのほかスンカ (*suṅka*)、貢納 (*āya*) がある。特に前者のスンカは上記の本文から「王によって徴収される税」と規定されるであろうから、領土の境界—主権—を主張するものと推定される⁽³⁾。

ともかくラッタとは王が何らかの統治権を有する地であって、決して収奪するだけのものではなく、支配者と非支配者の相互的信頼関係が何らかの形で組織化されたものでなければならぬであろう⁽⁴⁾。

- (1) スンカガータ (*suṅkaghāta*) とは「スンカ (*suṅka*) 」という通行税を徴収する所であり、註釈書 *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.358) に「税関にこの名称スンカガータがある (*suṅkaghātaṃ suṅkaṭṭhānass' etaṃ adhivacanam*) 」とある。なお「スンカ (*suṅka*) 」は梵語「シュルカ (*śulka*) 」で、「輸送商品に課せられる関税」(『国家の起源と伝承』 p.156) とされる。
- (2) 対応する漢訳には、『四分律』「波羅夷 002」(大正 22 p.574 下)「不輸税者。比丘無輸税法。若白衣應輸稅物」、五分律「波羅夷 002」(大正 22 p.007 上)「不輸税者。比丘應輸稅而不輸」、『十誦律』「波羅夷 002」(大正 23 p.006 中)「關稅處者。比丘度關應輸稅物而不輸稅直五錢波羅夷」、『僧祇律』「波羅夷 002」(大正 22 p.252 中)「稅分齊者。…… [p.252 中] 估客言。……阿闍梨爲我持少物過此稅處。比丘言。世尊制戒。不聽我持應稅物過關漚處。…… [p.253a] 世尊弟子比丘比丘尼一切外道出家人物。是名不應稅。若賣買者應輸稅。是名稅分齊」などとあって、「スンカガータ (*suṅkaghāta*) 」は「關稅處」「關漚處」などと漢訳される。しかしその具体的な場所はパーリの律藏のように示されておらず、本文の主旨としては出家者は免税者であり、事情により課税の対象となるような品物を持参する場合に限り、戒が定められているというものである。
- (3) ロミラ=ターバル博士は、関税 (*śulka*)) について「王家が交易を奨励した理由の一つは、言うまでもなく、商業が農業からの税収入を補う新しい財源だったからである」(『国家の起源と伝承』 p.153) と述べている。
- (4) 『国家の起源と伝承』 (p.147) に「租税が支払われるのは王が土地所有権を主張するからではなく、王と農民が相互に権利と義務を持ち合う関係にあるからである」と述べている。

[4-3] 王の支配の内容としては、もうひとつは裁判権であろう。ラッタという言葉が使われているわけではないが、例えばパセーナディ王をして「今や、もう沢山だ。裁判をなすことは (*alam dāni me atthakaraṇena*) 」⁽¹⁾ と言わしめて、他の者に裁判権を譲ろうとしたと伝えている。またジャータカ註釈文献の中には、大臣等が王子の裁判能力を試した後にその王子を即位させたり、裁判自体が王自らの判断、あるいは裁判官や大臣と協議の上で判決を下すなどの例があるという⁽²⁾。

- (1) *SN.003-001-007* (vol. I p.074) なお『雑阿含』1231 (大正 02 p.336 下) にも「止此斷事。息此斷事。我更不復親臨斷事。我有賢子。當令斷事」とか「我從今日。止此斷事。息此斷事。我有賢子。當令其斷。不親自見此」とある。
- (2) 山崎元一『古代インドの王権と宗教』 p.091 参照。

[5] ラッタが「ラッタの人民」を意味する場合もある。

[世尊が比丘たちに告げられて] もしもラージャンが非法であるならば、一切のラッタは苦に沈む (*sabbam raṭṭham dukham seti rājā ce hoti adhammiko*)⁽¹⁾。 *AN.004-007-070* (vol. II p.075)

由王法不正 以知非法行 一切民亦然 『増一阿含』 017-011 (大正 02 p.587 上)

[世尊が比丘たちに告げられて] もしもラージャンが如法であるならば、一切のラッタは安楽を受ける (*sabbam raṭṭham sukham seti rājā ce hoti dhammiko*)。AN.004-007-070 (vol. II p.076)

由王法教正 以知正法行 一切民亦便 『増一阿含』017-011 (大正 02 p.587 上)

このようにラッタは、王の統治次第によって幸福にも不幸にもなる「王国の(人民)」の意に使われている。漢訳もこの部分を「一切民」⁽²⁾と訳している。

しかも同パーリ経典には王と人民との関係が牛の群れによって譬えられていて、牛の群れが河川を渡るとき、その先頭にある牛王 (*puṅgavo*) の導き方で、群れ (*gunnam go* の複数形、*gen.*) の方向が左右されるように、そのように王の治世のあり方で人民の幸・不幸が大きく左右されるとされる⁽³⁾。

なお AN.004-007-070 の散文部分には、世尊が比丘たちに「王たちに非法⁽⁴⁾があるときは、ラージャユッタたち (*rājayutta*、領内の監視者)⁽⁵⁾にもまた非法がある。ラージャユッタたちに非法があるときは、婆羅門居士たち⁽⁶⁾にもまた非法がある。婆羅門居士たちに非法があるときは、町の住民・地方の住民にも (*negama-jānapadesu*) また非法がある。そして日月の運行に狂いが生じ、気候不順が続いて、穀物の凶作となり、人の寿命も短く、多病である。逆に、王たちが如法であるとき、ラージャユッタ、婆羅門居士、町の住民・地方の住民もまた如法であり、日月の運行も正しく、人も長寿で、少病である[要約]」⁽⁷⁾と説かれている。ラッタはこのように政治的組織として整ったものといえることができる。

以上の用例から、ジャナパダはもともと部族の住む地域の意で、家族とか氏族という血族や親族によって自然に形成された文化的地域という色合いが濃い、ゲマインシャフト的要素を持つ用語であるに対し、ラッタは王の統治する領土の意であって、王(統治者)と人民という関係によって人為的に形成された組織的集団であり、ゲゼルシャフト的要素を持つ用語であるということをも明瞭に汲み取ることができる。

- (1) 註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.106) には「‘苦しむ (*dukkham seti*) ’とは、苦しむ (*dukkham sayati*)、苦しんでいる (*dukkhitam hoti*) の意である」と、主語が人であることを示しているので、ラッタは「(王に対する) 人民」と考えられる。
- (2) 「民」の意として、諸橋『大漢和辞典』(巻 6 p.837) には「君上に統帥される衆庶」、あるいは小川環樹・西田太郎・赤塚忠編『角川新字源』(p.551) には「君主に統治される人々」とある。
- (3) AN.004-007-070 (vol. II p.075) なお『増一阿含 017-011 (大正 02 p.587 上) にも「猶如牛渡水 導者而不正 一切皆不正 斯由本導故 衆生亦如是 …… 崩類盡受苦 由王法不正 以知非法行 一切民亦然 猶如牛渡水 導者而行正 從者亦皆正 斯由本導故 衆生亦如是 …… 崩類盡受樂 由王法教正 以知正法行 一切民亦便」とある。
- (4) 註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.105) には「‘非法である’とは、古代の王によって定められた 10 分の 1 バリ(租税)と罪に応じたダнда(刑罰)を採用しないで、過剰のバリや重過ぎるダндаを採用することによって非法である (*adhammikā hontī ti porāṇakarājūhi ṭhapitam dasabhāgabaliṅ c’ eva aparādhānurūpaṅ ca daṇḍam aggahetvā atirekabalino c’ eva atirekadaṇḍassa ca gahaṇena adhammikā*) 」とする。このようにバリとダндаは王が有する権限であり、それらが公平に執行されないことを非法としているのである。
- (5) *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.105) には「‘ラージャユッタ’とは、ラージャンの諸ジャナパダにおける監視者たちである (*rājayuttā ti rañño janapadesu kiccasaṃvidhāyakā*) 」

āyuttakapurisā) 」とする。なお PTS テキストの AN.004-007-070 (vol. II p.074) には *rājaputta* とあるが、ナーランダ版ならびに *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版に *rājayutta* とあるので、これにより訂正した。

- (6) *Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.105) には「‘婆羅門居士’とは、城内に住む婆羅門居士たち、である (antonagaravāsino brāhmaṇagahapatayo) 」とあって、上記の註 (5) と考え合わせると、あたかもラージャユッタ (監視者) がナガラ (領主) で、その城内の住民のなかに婆羅門居士たちでいて、そうした幾つかのナガラを統率する王がいたかの如き解釈である。
- (7) AN.004-007-070 (vol. II p.074) これに対応する漢訳の『増一阿含』017-011 (大正 02 p.586 下) には「爾時世尊告諸比丘。若主治化不以正理。爾時臣佐亦行非法。臣佐已行非法。爾時王太子亦行非法。太子已行非法。爾時群臣長吏亦行非法。群臣長吏已行非法。爾時国界人民亦行非法。……爾時日月倒錯運度失時。……爾時星宿現怪。星宿已現變怪便有暴風起。……爾時風雨不時。[p.587a] 爾時穀子在地者便不長大。人民之類……顔色改變壽命極短。若復有時王法治正。爾時群臣亦行正法。群臣已行正法。時王太子亦行正法。王太子已行正法。爾時長吏亦行正法。長吏已行正法。国界人民亦行正法。日月順常風雨以時災怪不現。神祇歡喜五穀熾盛。……有形之類顔色光潤。……壽命極長」とある。なお上記の冒頭「爾時世尊告諸比丘。若主治化不以正理」は宋・元・明の三本により補う。

[6] なお原始仏教聖典の中には *raṭṭha-piṇḍa* という語が見いだされる。ラッタの用語としては特殊で、意味がわかりにくいので次にこれを検討する。

[6-1] はじめに辞書や翻訳書がどのように訳しているかを調べておこう。

T. W. Rhys Davids and W. Stede, *Pāli-English Dictionary* (p.562) : the country's alms-food

雲井昭善『パーリ語仏教辞典』(p.747) : 国の施食、国での行乞の食

水野弘元『増補改訂 パーリ語辞典』(p.268) : 国での行乞の食

中村元『長老尼の告白』岩波文庫 (p.319) : 国人 (くにびと) の施食 (せじき)

上田天瑞「第4波羅夷」(南伝 1, p.149) : 国の施与食、

同 : 国の施食

渡辺椋雄「中部 124 薄拘羅經」(南伝 11 下, p.152) : 土地にて得たる団食

林五邦「相應部 16-11」(南伝 13, p.323) : 信によりて与えられたる食

荻原雲来「増支部 1-6-3,4」(南伝 17, p.015) : 国の施食

「増支部 1-20-2」(南伝 17, p.056) : 国土の施食

増永靈鳳「如是語經 二集第二品」(南伝 23, p.290) : 国の団食

増永靈鳳「長老尼偈經」(南伝 25, p.353) : 国民の〔信施〕食

辻直四郎「法句經」(南伝 23, p.065) : 国民の施食

中村元『真理の言葉』岩波文庫 (p.053) : 国の信徒の施し

友松円諦『ダンマパダ (法句經)』真理運動本部 (p.348) : 国の施物 (ほどこしもの)

同 英訳 (ナラダ長老) : the alms of people

『法句經』卷下 (大正 04 p.571 下) : 人信施

『出曜經』卷第 11 (大正 04 p.668 上) : 人信施

『法集要頌經』卷第 01 (大正 04 p.781 下) : 人信施物

『中阿含』卷第 3 (大正 01 p.436 下) : 世信施

- 『雑阿含』巻第38（大正02 p.280中）：僧信施
『佛藏經』巻中（大正15 p.792下）：人信施
『因縁僧護經』（大正17 p.572上）：信檀越食
『根本有部律』巻第14（大正23 p.697上）：彼信心食
 巻第25（大正23 p.761上）：他信心食
『根本有部苾芻尼律』巻第11（大正23 p.966下）：他信心食
『善見律毘婆沙』巻第12（大正24 p.755下）：信施
『鼻奈耶』巻第7（大正24 p.755下）：街巷乞

以上のようにさまざまであるが、大きくは次の二つにわかれる。1つは「国の施食」とするものであって、これは「国家が施す食」という意味であろう。もうひとつはラッタを国民と理解し、「国の人々の施す食」という意味になる。ラッタの本来的な意味からすれば第一の意味になるであろうが、前項でも述べたようにラッタは付帶的・派生的な用法として「国民」を意味することもあるから、第2の意味も可能性があることになる。

[6-2] ラッタ・ピンダ (*raṭṭha-piṇḍa*) の用例には次のようなものがある。それを紹介しながら、この意味を考えてみよう。

- ① [バツダー比丘尼の偈] アンガ、マガダ、ヴァッジ、カーシ、コーサラを往来した (*cinṇā Aṅgā ca Magadhā Vajjī Kāsī ca Kosalā*)。私は煩惱なく (*anaṇā*)、50年間 (*paññāsavassāni*)、ラッタの施食 (*raṭṭha-piṇḍa*) を食した。 *Therīgāthā* v.110 (p.134)

この偈のラッタは具体的にはアンガ、マガダ、ヴァッジ、カーシ、コーサラといった諸ジャンパダを指していると考えられる⁽¹⁾。

- ② [バックラ比丘がアチェーラカッサパ比丘に答えて] 7日間、私は負債 [煩惱] あって (*sāṇo*) ラッタの施食 (*raṭṭhapīṇḍa*) を食して、第8日に智が生じた、と。 *MN.124 Bakkula-s.* (「薄拘羅經」 vol.III p.127)

これはバックラ比丘が在家時代の友人であったアチェーラカッサパの質問に答えて、自分は出家してから80年の間、欲想・恚想・害想を一度も起こしたことがない、家中で食したことも、婦人に説法したことも、比丘尼の住処に行ったことも、人を出家させたことも、村辺の床座にて雨期を過ごしたこともないなどと述べた後に語られた言葉である。したがって出家して7日間は煩惱に汚されていたが、8日目に智を生じて煩惱を断じたということであろう。

- ③ 7日間、私は負債 [煩惱] あって (*sāṇo*) ラッタの施食 (*raṭṭhapīṇḍa*) を食して、第8日に智が生じた、と。 *SN.016-011* (vol.II p.221)

これは阿難に味方するトゥッラナンダー比丘尼に摩訶迦葉が、「かつて外道であった」と非難されたことを聞いて、阿難に自分の師は世尊以外にはないといい、上記の言葉を述べたものである。これは「かつて王舎城とナーランダーの間にあるバフプッタ・チエーティヤ (*Bahuputta cetiya*、多子制底)⁽²⁾で、世尊の教えを受けて、負債あってラッタの施食を食し (*sāṇo raṭṭhapīṇḍaṃ bhuñjīm*)、第8日に智が生じた」と告げているのである。この場合の「ラッタの施食」を得た場所も、バフプッタ・チエーティヤという地域、あるいはそこからほど遠からぬ区域—例えば王舎城とか、ナーランダーとか—が推定されるのであるが、

そうした区域での施食を「ラッタの施食」と呼んでいるのかも知れない。

- ④ [5種の大賊 (*pañca mahācorā*)⁽³⁾のうち、第5の大賊として] 真ならざる、虚偽の上人法を説くものは、最大の大賊である。何故ならば、盗心を以て (*theyyāya*) ラッタの施食 (*raṭṭha-piṇḍa*) を食したからである。[要旨] *Vinaya* 「波羅夷 004」 (vol. III p.090)

於大衆中故妄語自稱言我得上人法者最上大賊。何以故以盜受人飲食故。『四分律』 「波羅夷 004」 (大正 22 p.578 上)

於天人世間魔界梵世沙門婆羅門天人衆中。最是大賊。謂爲飲食故。空無過人法。故作妄語自說言得。若與百人至五百人恭敬圍繞。入城聚落受他供養前食後食怛鉢那。是名大賊。『十誦律』 「波羅夷 004」 (大正 23 p.012 上)

- ⑤ [世尊の偈] 破戒して自制することなく、ラッタの施食 (*raṭṭha-piṇḍa*) を食するよりは、火焰のように熱せられた鉄丸を食するほうが勝れている。*Vinaya* 「波羅夷 004」 (vol. III p.090)

寧噉燒石吞飲洋銅。不以虚妄食人信施。『五分律』 「波羅夷 004」 (大正 22 p.009 中)

寧噉灰炭吞食糞土利刀破腹。不以虚妄稱過人法而得供養。『僧祇律』 「波羅夷 004」 (大正 22 p.259 上)

この④と⑤の文章はパーリの律藏である。おそらく④の文章は第1の大賊に記されていて、すべての大賊に共通する「百・千の [人々に] 囲まれて……在家者たちと出家者たちの衣服 [などの施物を] 得て、村・町・首都を遊行する (*gāmanigamarājadhānīsu cārikaṃ carati*) 」 [要旨] という文章を受けているのであろう⁽⁴⁾。したがってラッタ・ピンダはこれら村・町・首都を遊行する間に受けた施食を意味するものと考えられる。

なお⑤の偈は以下にも見られる。

- ⑥ *Itivuttaka* (p.043)

寧吞熱鐵丸 洋銅而灌口 不受人信施 而毀犯尸羅 『本事經』 卷4 (大正 17 p.682 中)

- ⑦ *Dhammapada* v.308 (p.086)⁽⁵⁾

寧噉燒石 吞飲洋銅 不以無戒 食人信施 『法句經』 卷下 (大正 04 p.571 下)

寧噉燒鐵 吞飲洋銅 不以無戒 食人信施 『出曜經』 卷第 11 (大正 04 p.668 上)

寧吞熱鐵丸 渴飲洋銅汁 不以無戒身 食人信施物 『法集要頌經』 卷第 01 (大正 04 p.781 下)

また次のようなものも存する。

- ⑧ 慈心をおこすならば (*ce mettacittaṃ āsevati*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amoghaṃ raṭṭhapiṇḍaṃ bhuñjati*)⁽⁶⁾ と言われる。……慈心を修習するならば (*ce mettacittaṃ bhāveti*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amoghaṃ raṭṭhapiṇḍaṃ bhuñjati*) と言われる。……慈心を思惟するならば (*ce mettacittaṃ manasikaroti*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amoghaṃ raṭṭhapiṇḍaṃ bhuñjati*) と言われる。AN.001-006-003 (vol. I p.010)

- ⑨ 初静慮を修習するならば (*ce paṭhamam jhānam bhāveti*)、この比丘は……空しからざるラッタの施食を食する (*amoghaṃ raṭṭhapiṇḍaṃ bhuñjati*) と言われる。AN.001-020-002 (vol. I p.038)

以下、第二静慮、第三静慮、第四静慮のほか、四無量心、四念処、四正勤、四神足、五根、五力、七覚支、八正道、八勝処、八解脱、十遍処、十想、十随念などにも同様にいわれる (7)。

これらからは、ラッタ・ピンダを理解するための情報は得られない。

- (1) *Therīgāthā-aṭṭhakathā* (p.107) では「『[私は] アンガとマガダを遍歴しました』とは、アンガとマガダとヴァッジとカーシとコーサラの諸ジャナバダを、かつて負債ある私はラッタの施食を食しつつ遍歴した、である (ciṇṇā Aṅgā ca Magadhā ti ye ime Aṅgā ca Magadhā ca Vajjī ca Kāsī ca Kosalā ca janapadā pubbe sāṇāya mayā raṭṭhapinḍam bhuñjantiyā ciṇṇā caritā)」とあって、「ラッタの施食」をアンガ、マガダ、ヴァッジ、カーシ、コーサラといった諸ジャナバダに遊行しながら食した、と解釈している。このジャナバダの複数形は、恐らくはアンガをはじめとする複数の領域という意味ではなく、アンガなどの領域内に点在するゲーマやニガマやナガラなどの複数の区域を意味しているのであろう。
- (2) 註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. III p.056) によれば、王舎城とナーランダール間の多子ニグロード樹下は、竹林大精舎の香室から「3 ガーヴタ (tigāvuta)」の距離に位置していたようである。また、*Mahāvastu* (vol. III p.050, Jones 訳 vol. III p.056) によれば、「王舎城の多子塔で (Rājagṛhasya Bahuputrake cetiye) 釈尊に出会った」とある。森章司・本澤綱夫「【論文8】摩訶迦葉 (*Mahākassapa*) の研究」(本「モノグラフ」第9号【個別研究篇 I】) p.038、ならびに p.042 を参照。
- (3) 「5種の大賊」とは、*Vinaya*「波羅夷 004」(vol. III pp.089-090) で説かれていて、その第1には「ある大賊が『私は確かに百あるいは千の [人々に] 囲まれて、殺しつつ、殺させつつ、切りつつ、切らせつつ、焼きつつ、焼かせつつ、ゲーマ・ニガマ・ラージャダーニーのなかを徘徊するだろう』と考えて (ekaccassa mahācorassa evaṃ hoti kudassu nāmāhaṃ satena vā sahasseṇa vā parivuto gāmanigamarājadhānisu āhiṇḍissāmi hananto ghātento chindanto chedāpento pacanto pacāpento ti)、その後、彼は…… [そのように] 徘徊する。それと同様に、ここに一人の悪比丘が (ekaccassa pāpabhikkhuno) 『私は確かに百・千の [人々に] 囲まれて、敬われ、尊重され、尊敬され、供養され、崇拜されて、在家者たちと出家者たちの衣服・飲食・臥坐具・医薬を獲得する者で、ゲーマ・ニガマ・ラージャダーニーのなかを遊行するだろう』と考えて (kudassu nāmāhaṃ satena vā sahasseṇa vā parivuto gāma-nigama-rājadhānisu cārikāṃ carissāmi sakkato garukato mānito pūjito apacito gahaṭṭhānañ c' eva pabbajitānañ ca, lābhī cīvāra-piṇḍapāta-senāsana-gilāna-paccaya-bhesajja-parikkhārānañ ti)、その後、彼は…… [そのように] 遊行する。……これが世間における第1の大賊 (paṭhāmo mahācoro) である」とあり、以下、第2に「ここに一人の悪比丘がいて、如来所説の法と律を了知して、[それを] 自己のもの [即ち、自説として] と持ち去る (tathāgatappaveditaṃ dhammavinayaṃ pariyāpuṇitvā attano harati)。これが世間における第2の大賊 (dutiyo mahācoro) である」と、第3に「ここに一人の悪比丘がいて、清浄な梵行者の完全清浄なる梵行を行じているのに、無根の非梵行によって [悪比丘が彼を] 誹謗する (suddhaṃ brahmacāriṃ parisuddhaṃ brahmacariyaṃ carantaṃ amūlakena abrahmacariyena anuddhaṃseti)。これが世間における第3の大賊 (tatiyo mahācoro) である」と、第4に「ここに一人の悪比丘がいて、かのサンガの重物、重資具……、これらによって在家者たちに恩恵を与えて曲説する (yāni tāni saṃghassa garubhaṇḍāni garuparikkhārāni, …… tehi gihi saṃgaṇhāti upalāpeti)。これが世間における第4の大賊 (catuttho mahācoro) である」とあり、第5が本文中に引用した箇所である。
- (4) 上記註 (3) の「第1の大賊」の箇所を参照。
- (5) 水野弘元『法句経の研究』(春秋社 1981) p.212 を参照。

(6) AN.001-006-003 (vol. I p.010) の註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.071) には、「空しからざる」とは、空虚でない、である (*amoghan ti atuccham*)」とあり、空しからざるラッタの施食となるための根拠を、受者と施者の立場から解釈している。

(7) AN.001-020-002 (vol. I p.038) ~ AN.001-020-182 (vol. I p.043) を参照。

[6-3] 上に紹介した用例から、ラッタピンダのラッタは、「国中の村々、町々、都市都市に住んでいる人々」という意味と解釈してよさそうである。漢訳でも次のように訳している。

不受人信施 而毀犯尸羅 『本事経』卷4 (大正17 p.682中)

不以無戒 食人信施 『法句経』卷下 (大正04 p.571下)

不以無戒 食人信施 『出曜経』卷第11 (大正04 p.668上)

不以無戒身 食人信施物 『法集要頌経』卷第01 (大正04 p.781下)

不以虚妄食人信施 『五分律』「波羅夷004」 (大正22 p.009中)

とあって、*raṭṭha-piṇḍa* が「人信施」「人信施物」と訳されているのである。したがって、けっして国家の催す施食の会のようなものではなかったということになる。

なお摩訶迦葉の場合のように、このラッタ・ピンダは現実的には王舎城の近辺の多子塔 (*Bahuputta cetiya*) のあたりの人々を指すこともありうるわけであるが、しかしそれも「国中の村々、町々、都市都市に住んでいる人々」の布施する食事にはなるわけである。

[6-4] しかしながら一般的には、施食は施食であって、必ずしもラッタ・ピンダと表現されなければならないものではない。実際多くの場合には、比丘たちが乞食によって「施食を得られる (*piṇḍam lacchati*)」⁽¹⁾ とか、あるいは「施食を得られない (*na labhe piṇḍam*)」⁽²⁾ とあるように、単に「施食 (*piṇḍa*)」と表現されているのである。それにもかかわらず、敢えて「ラッタの施食」と名づけられるには、それ相当の理由があったものと考えられて然るべきであろう。

おそらくそれはラッタ・ピンダが村や町や都市を遊行することと関連して使われているから、特に自ら生れ育ち、そして居住するジャナパダを離れた「各地を遊行しつつ得る施食」を表すのであろう。これに対して一般の施食は、恐らく比丘・比丘尼たちが居住する地域の住民から得る施食を表すのではないであろうか。釈尊教団の形成過程を詳しく検討してみなければならないが、一般の比丘・比丘尼は雨安居が終れば、たとい幾由旬かでも遊行しなければならないという規定もしくは習慣が作られたように⁽³⁾、一般の出家者は出家してはいても、家族や親族あるいは血族という地域集団から完全には離脱せず、一定の距離を保ちながらも接触を続けていたものと考えられる⁽⁴⁾。

このことは先に紹介した AN.001-006-003 (vol. I p.010) の註釈書である *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.071) に「ラッタの施食」とは、ニヤーティ集団⁽⁵⁾ を捨てて (*raṭṭhapīṇḍan ti nātiparivaṭṭam pahāya*)、ラッタに依って出家した [比丘たち] が、他のものたちの家から得られるので (*raṭṭham nissāya pabbajitena paresam gehato paṭiladdhattā*)、[その] 食物を『ラッタの施食』という (*piṇḍapāto raṭṭhapīṇḍo nāma vuccati*)」と解釈されていることから伺うことができる。

またジャナパダの施食でもよさそうであるが、ジャナパダは地縁・血縁に結びついたゲマインシャフト集団であり⁽⁶⁾、ラッタは地縁・血縁的な関係を脱したゲゼルシャフト集団を

表す言葉であって、この場合はこのような地縁・血縁的な関係を離れたところから得られる施食であることが強調されたのであろう。ラッタ・ピンダが食欲の有無に関連して説かれるのは、それが地縁・血縁ではない、純粋な信仰によってなされるものであるからであろう。そういう意味では一般の出家者は、出家者と言えども、地縁・血縁関係のあるジャナパダを抛り所として生活していたということになる。ラッタ・ピンダを抛り所とする出家者は、そういう意味ではより厳格な出家者であったことになる。

- (1) *SN.004-002-008* (vol. I p.114) そのほか *Suttanipāta001-012* (p.037) には「施食を得て (*piṇḍaṃ labhetha*) 」とあり、*Suttanipāta002-014* (p.068) には「そして比丘は定時に施食を得て (*piṇḍaṃ ca bhikkhu samayena laddhā*) 」とある。
- (2) *Theragāthā* (p.042) そのほか *SN.004-002-008* (vol. I p.114) には「私(悪魔)が施物を得させないように (*yathā 'haṃ piṇḍaṃ na labheyyanti*) 」とあり、*Vinaya*「波羅夷001」(vol. III p.006) には「[比丘たちが] ヴェーランジャーに乞食のために入ったが、施食を得られず…… (*Verañjaṃ piṇḍāya pavisitvā piṇḍaṃ alabhamānā*……) 」とあり、*Vinaya*「波逸提031」(vol. IV p.069) には「[六群比丘が] 舎衛城に乞食のために入ったが、施食を得られず…… (*Sāvattiyāṃ piṇḍāya pavisitvā piṇḍaṃ alabhamānā*……) 」などとある。さらに乞食に関する表現には、(1) *DN.033 Saṅgīti-s.* (「等誦経」vol. III p.255) 等々では「ガーマやニガマを行乞して、[施食を] 得られない (*gāmaṃ vā nigamaṃ vā piṇḍāya caranto na labhati*) 」とか、(2) *DN.034 Dasuttara-s.* (「十上経」vol. III p.287) 等々では「ガーマやニガマを行乞して、[施食を] 得られる (*gāmaṃ vā nigamaṃ vā piṇḍāya caranto labhati*) 」などともある。なお乞食の意味については、中村元『原始仏教の成立』(中村元選集決定版第14巻、春秋社 1992) p.353 以降を参照。
- (3) 本「モノグラフ」第13号【論文14】「『釈尊のサンガ』論」の、【4】の[3-4] p.64 参照。
- (4) 『国家の起源と伝承』p.213 以降を参照。
- (5) 当時の比丘たちは自ら属する「ニヤーティ集団 (*nātiparivatta*) 」を捨て、ラッタを抛り所として出家し、ニヤーティ集団以外の在家者 (*geha*) から施食を受け、出家生活を営むことが理想とされていたものと考えられる。なおニヤーティ集団の絆はシャカ族やマツラ族といった部族共和制(ガナ=サンガ制)を布いていた地域、即ち血族を重視する傾向にある地域で重視されていた。なお「ニヤーティ (*nāti*) 」については、本論文【7】 [2] [2-2] p.172 の註(4) 後半を参照。
- (6) ロミラ=ターパル博士によれば、社会の核となる単位が家族(クラ、*kula*)であり、その家族が集まって村落(グラーマ、梵語 *grāma*、パーリ語 *gāma*) が形成された。その村落は氏族(ヴィシュ、*viś*) よりも小さい単位であり、氏族は部族(ジャナ、*jana*) を構成する単位として捉えられている。『国家の起源と伝承』p.062 を参照。

[6-5] なお *SN.016-011* (vol. II p.221) の註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. II p.199) では「‘ラッタの施食を食した’とは、信仰によりて与えられた食を食した、である (*raṭṭhapīṇḍaṃ bhuñjin ti saddhā-deyyaṃ bhuñjīm*) 」とか、また *Itivuttaka* (p.043) の註釈書 *Paramattha-dīpanī* (vol. I p.177) では、「ラッタの住人が信仰から与えたラッタの施食を (*raṭṭhavāsīhi saddhāya dinnam raṭṭhapīṇḍam*) 」と註釈している。

ラッタの施食に関連して説かれる事柄は、(1) 負債がないこと、つまり煩惱がないこと、(2) 慈心、四静慮をはじめとする四無量心、四念処、四正勤、四神足、五根、五力、七覚支、八正道、八勝処、八解脱、十遍処、十想、十随念などを修習していること、(3) 破戒

なく自制していること、(4) 虚偽の上人法を説かないことが挙げられている。つまり煩惱なく、持戒し、慈心・四静慮等々を修習している比丘がラッタの施食を受けるに値する者であるということになる。ジャナパダにおいて得られる施食は地縁・血縁的な縁によるものである可能性もあるが、ラッタの施食は信仰によるものという認識が持たれていたのである。

[6-6] ラッタ・ピンダと同じような用法として、ラッタ・プージタがある。‘*pūjita*’を仮に「供養」と訳しておくとするれば、次のようになる。

チャンナ (*Channa*) 比丘が精舎地を求めて (*vihāravatthum sodhento*)、ガーマ供養 (*gāmapūjitaṃ*)、ニガマ供養 (*nigamapūjitaṃ*)、ナガラ供養 (*nagarapūjitaṃ*)、ジャナパダ供養 (*janapadapūjitaṃ*)、ラッタ供養の (*raṭṭhapūjitaṃ*) チェーティヤ樹を伐採させた。 *Vinaya* 「僧残 007」 (vol. III p.155)

これは『南伝大蔵経』の訳者が「村人・町人・市人・州人・国人の奉祀せる一神樹を伐らしめたり」⁽¹⁾と訳するように、村の人、町の人、都市の人、地方の人、国の人たちが尊敬していた樹木という意味であろう。ガーマ、ニガマ、ナガラ、ジャナパダは地縁・血縁的なものがある一定の地域の住民を表すが、ラッタはそれを超えた政治的な統治区域の住民を表すのであって、まさしく「国の人々」を意味するであろう。

(1) 『南伝大蔵経』律蔵第1巻 p.262

[6-7] 以上のように、ラッタ・ピンダは意味の上からすれば「国の人々の施食」ということになるが、あえて都市や町や村の人々の施食といわなかったのは、おそらく遊行をイメージしたうえで、その出家修行者と地縁・血縁的な繋がりが無い都市や、町や、村の人々から、純粋な信仰によって得られる施食であって、だからそれを受ける出家修行者は、それに値する境地に達していなければならないというようなニュアンスを伴う言葉であるからということになる。ここにはジャナパダではなく、ラッタと呼ばなければならない理由が明瞭に現れているということができる。

[7] 上述してきたように、ラッタは支配するという意を有する $\sqrt{rāj}$ という言葉から生まれた言葉である。したがって原義としては王やクシャトリヤと直接に関連するのであるが、しかし「支配」の内容にはさまざまなものがあるから、共和制の政治体制をとるところもラッタと呼ばれる可能性はないのであろうか。

[7-1] 結論としては、共和制の国ないしはその一部がラッタと呼ばれている用例は存しない。しかし上に紹介したラッタの用例は、アンガやアングッタラーパなどを除いては、それほど具体的には使われず、一般的な用語として使われているに過ぎないから、共和制をとっている土地をラッタと呼んでいないと確言することはできない。共和制をとっていた国々にも当然ながらクシャトリヤはいたし、また共和制を取っていた釈迦族にもラージャンと呼ばれる人がいた。それはアヌルッタや阿難・提婆達多の出家とともに語られるバディヤ王 (*Bhaddiya Sakyarāja*) のことを思い出せば十分である⁽¹⁾。

また *vijita* という語は *rajja* とともに用いられることが多い、「征服する」を意味する \sqrt{ji} を語根とする言葉であるが、「領土」「王国」などとも訳され、ラッジャとそれほど異なった概念のものではないとすれば、*vijita* はヴァッジやマッラのような共和制をとる国にも用いられている用例が存する。

灌頂されたクシャトリヤの王には、自身の領土において、……例えば、コーサラ王パセーナディのように、あるいはまたマガダ王アジャータサットウのようにである。……君、ゴータマよ、実にこれらのサンガにも、ガナにも、例えば、ヴァッジ族にも、マッラ族にも、自身の領土において、…… (*rañño khattiyassa muddhāvasittassa sakasmim vijite …… seyyathāpi rañño Pasenadissa Kosalassa, seyyathāpi vā pana rañño Māgadhassa Ajātasattussa Vedehiputtassa. …… imesam pi hi bho Gotama saṅghānaṃ gaṇānaṃ, seyyathidaṃ Vajjīnaṃ, Mallānaṃ vattati sakasmim vijite*……)。
MN.035 Cūlasaccaka-s. (「薩遮迦經」 vol. I p.231)

というとおりである。

- (1) 本「モノグラフ」第 11 号に掲載した【論文 11】「提婆達多 (*Devadatta*) の研究」の【3】「出家の経緯と時期」を参照されたい。

[7-2] なお王制の国家とは上記のピンピサーラ王やパセーナディ王に代表されるように、1 人の王が大臣等の行政組織を従えて統治した国であるけれども、ガナ=サンガ制もしくは部族共和制⁽¹⁾の国家はヴァッジやマッラに代表されるように、氏族 (*kula*) を単位とした複数の王によって統治された国とされている⁽²⁾。

研究書によれば、王制、共和制をとる国の政治は次のように行われていたとされる。王制を布く国家には 1 人の王を中心に行政機構として「大臣」と称される「庶務大臣 (*sabbatthaka mahāmatta*)」⁽³⁾、「司法大臣 (*vohārika mahāmatta*)」⁽⁴⁾、「將軍大臣 (*senānāyaka mahāmatta*)」⁽⁵⁾と、それぞれ行政・司法・軍事を司る行政機関があった。その政府は城内の *rājantepura* に設置されていたと推定され⁽⁶⁾、そこでの会議は *rājaparīsā* (王の集会、即ち王の諮問機関) と呼ばれている⁽⁷⁾。その構成メンバーは *parīsāvacāra*⁽⁸⁾ と称されていて、王命の名のもとに統治されていた。

一方の部族共和制を布く国家にも、例えば「リッチャヴィ族の大臣ナンダカ (*Nandako Licchavimahāmatto*)」⁽⁹⁾とか、あるいは「リッチャヴィ族の一人の大臣 (*aññataro Licchavi mahāmatto*)」⁽¹⁰⁾とあることから推定して、ヴァッジ連合の首都ヴェーサーリーにはある種の行政機構が存在しており⁽¹¹⁾、その政府は *santhāgāra* (議事堂)⁽¹²⁾ と称されていたように、体制が違っても国土を統治する組織はきちんと整備されていた。但し、この建造物は王制国家では供儀を行う施設などとして宗教的な儀礼の場所⁽¹³⁾であったと思われるが、部族共和制国家においては種々の議案を決議する行政機関の建造物 (議事堂) とされている⁽¹⁴⁾。ここでの決議に当っては合議制が採用され⁽¹⁵⁾、そのメンバーは「ラージャ・クラ (*rāja-kula*)」⁽¹⁶⁾、あるいは「王という名を称して生活する人々」⁽¹⁷⁾ と呼ばれる支配氏族によって構成され、彼らは順番で国政に携わっていたものと推定される⁽¹⁸⁾。なお釈迦族にはサバー (*sabhā*) という建造物があって会議が開かれたりしているが⁽¹⁹⁾、サバーは裁判所の性格を有していたようである⁽²⁰⁾。

- (1) サンガ、ガナの語義、あるいは共和国については、中村元『インド古代史 (上)』p.221 以降を参照。

- (2) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.569) には「伝え聞かるところではマッラ族は当番制で統治を行なう (*Mallā kira vārena rajjaṃ kārenti*)。順番がまわってこない間は商業を営む (*yāva nesam vāro na pāpuṇāti, tāva vaṇijjaṃ karonti*)」とあり、また *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. III p.436) には、ヴェーサーリーでは「7 千 7 百 7 人のクシャトリヤが当番制で統治

を行っていた (*vārena vārena rajjaṃ kārentānaṃ khattiyānaṃyeva sattasatādhikāni sattasahassāni satta ca khattiyā ahesuṃ*)」とあるので、マッラやヴァッジの部族共和制では交替で統治されていたことが推定される。

なお *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」vol. II p.160) には「マッラ族の8人の首長 (*aṭṭha Malla-pāmokkhā*)」とか、同経典 (vol. II p.163) には「マッラ族の4人の首長 (*cattāro Malla-pāmokkhā*)」とあって、「*pāmokkha* (首長)」と呼ばれている。しかもこの註釈書 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.596) によれば、「‘マッラ族の8人の首長’とは、中間の年代で、勢力を具えた8人のマッラ族の王たち、である (*majjhimavayā thāmasampannā aṭṭhamallarājāno*)」とあるので、「王 (*rājan*)」とも称されていたことがわかる。

- (3) マガダ王ビンピサーラ (*Bimbisāra*) の庶務大臣が登場する聖典には、*Vinaya* 「捨墮 023」 (vol. III p.249)、*Vinaya* 「菜菔度」 (vol. I p.207)、*Vinaya* 「菜菔度」 (vol. I p.240) がある。
- (4) マガダ王ビンピサーラの司法大臣が登場する聖典には *Vinaya* 「大菟度」 (vol. I p.074) などがあり、コーサラの司法大臣が登場する聖典には *Vinaya* 「臥座具菟度」 (vol. II p.158) がある。
- (5) マガダ王ビンピサーラの將軍大臣が登場する聖典には *Vinaya* 「大菟度」 (vol. I p.073) がある。
- (6) *SN.042-010* (vol. IV p.325)、*AN.003-006-060* (vol. I p.170) などには「王の後宮における王の集會に (*rājantepure rājaparisāyaṃ*)」とあるので、マガダの王舎城内やコーサラの舎衛城内の後宮で顧問會議が開かれていたことを推測させる。また *MN.090 Kaṇṇakatthala-s.* (「普棘刺林經」vol. II p.127) には、コーサラ王パセーナディがヴィドゥーダバ將軍 (*Viḍḍabhaṃ senāpatiṃ*) やサンジャヤ婆羅門に (*Sañjayaṃ brāhmaṇaṃ ākāśagottaṃ*)、列席していた顧問會議での出来事を尋ねている。そのほか *SN.003-002-009* (vol. I p.089) や *SN.003-002-010* (vol. I p.091) には、死亡した資産家 (*seṭṭhi gahapati*) に遺産相続する子どもがないため、パセーナディ王が彼の遺産を没収して王の後宮に納めさせた記述もあり、そこには「国库 (*kosa*, Skt. *kośa*)」もあつたであろうことを推定させる。
- (7) 『国家の起源と伝承』 (p.171) にはガナ (*gaṇa*)、ヴィダタ (*vidatha*)、サミティ (*samiti*) といった氏族集會は、衰退して過去のものとなり、サバー (*sabhā*) やパリシャッドのような集會は諮問機関に変わった、と指摘されている。なお後世のマウリヤ王朝期のパリシャッドについては、中村元『インド古代史 (上)』p.472 以下を参照。
- (8) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.266) には「‘大臣’とは、大臣である。‘侍臣’とは、大臣以外の集會の構成員たちである (*amaccā ti mahāmaccā. pārisajjā ti itare parisāvacarā*)」とか、あるいは同書 (vol. III p.852) には「‘大臣と侍臣’とは、まさに大臣たちと集會の構成員たちとである (*amaccā pārisajjā ti amaccā ceva parisāvacarā ca*)」とあって、侍臣の集會 (*parisā*, Skt. *pariśad*) を *parisā-avacarā* としている。なお同註釈書 (vol. I p.297) には、「‘大臣’とは、親しい友人である。‘侍臣’とは〔大臣〕以外の勅命を執行する者たちである (*amaccā ti piyasahāyakā. pārisajjā ti sesā āṇattikārakā*)」とあって、大臣 (*amacca*) も侍臣 (*pārisajja*) も王との間柄が血縁関係にない友人 (*sahāyaka*) であり、王に代わって勅命を執行する者としている。中村元『インド古代史 (上)』pp.472-473 を参照。

またロミラ=ターバル博士は、サバーやパリシャッドのような集會は王の諮問機関で、その構成員は血縁によらず選抜によるようになり、王の非血縁者にも解放された (『国家の起源と伝承』p.171 参照) と指摘されている。

- (9) *SN.055-030* (vol. V p.389)
- (10) *DN.024 Pātika-s.* (「波梨經」 vol. III p.019)
- (11) *AN.008-002-012* (vol. IV p.179) や *Vinaya* 「藥耨度」 (vol. I p.233) などには、この地にシーハ將軍 (Sīho senāpati) というニカンダの弟子が (Nigaṇṭhasāvako) いたことを伝えているので、軍事的な組織もあったと推定される。なお *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV pp.093~094) では、彼がヴェーサーリーの7千7百7人の王たちに選出された軍隊の統率者 (senāya adhipati) であると伝えている。あるいはまた *Sārattha-pakāsini* (vol. I p.295) や *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol. III p.460) には「ウバラージャン (副王) やセーナパティ (將軍) などがいた (uparājaseṇāpati-ādayo)」とある。
- (12) リッチャヴィ族の *santhāgāra* (議事堂) として、*DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」 vol. II p.228)、*MN.035 Cūlasaccaka-s.* (「薩遮迦經」 vol. I p.228)、*SN.056-045* (vol. V p.453)、*AN.008-002-012* (vol. IV p.179)、*Vinaya* 「藥耨度」 (vol. I p.233) などに見られる。
- (13) *MN.051 Kandaraka-s.* (「カンダラカ經」 vol. I p.343) や *AN.004-020-198* (vol. II p.207) などには「ナガラの新公会堂 (*nagarassa navam santhāgāram*)」とあって、これらの註釈書によれば「‘サンターガーラ’とは、供犠の会堂である (*santhāgāran ti yaññasālam*)」とする。*Papañca-sūdanī* (vol. III p.012)、*Manoratha-pūraṇī* (vol. III p.185) を参照。
- なお上記の後者 *AN.*には説処はないが、前者 *MN. 051*の説処は「チャンパー (Campā)」であること、あるいは供犠を行なうクシャトリア灌頂王が登場することから、この建造物が王制国家にあったものと推定される。そのほか *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」 vol. II p.239) には、マハーゴーヴィンダ婆羅門が雨期の4ヵ月間、静処に閑居して悲の禪定を修した建物としてもあるが、彼はレーヌ (Reṇu) 王の顧問官婆羅門であり、過去におけるヴィデーハ (Videha) の地でのことである。
- (14) ヴェーサーリー以外に、釈迦族のサンターガーラは *MN.053 Sekha-s.* (「有学經」 vol. I p.353)、*SN.035-202* (vol. IV p.182)、*SN.035-202* (vol. IV p.182)、あるいは *MN.067 Cātuma-s.* (「車頭聚落經」 vol. I p.457) に見られ、その所在地はカピラヴァットゥ (*Kapilavatthu*)、チャートゥマー (*Cātumā*) である。またマツラ族のサンターガーラは *DN.033 Saṅgīti-s.* (「等誦經」 vol. III p.207) や *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃經」 vol. II p.147) などにあり、その所在地はパーヴァー (*Pāvā*)、クシナーラー (*Kusinārā*, Skt. *Kuśinagarī*) である。このサンターガーラは王室の会議には決して用いられることのない名称であると言われている。中村元『インド古代史 (上)』p.231を参照。
- なお *MN.053*の註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. III pp.016~017)、*SN.035-202*の註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol. III pp.043~044) には、この建物でガナの王たちが (*gaṇa-rājāno*) 種々の決議を行なったことを伝えている。また *AN. 008-002-012*の註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV pp.091~092) にも、リッチャヴィの王たちがそこで統治したことを伝えている。
- (15) 中村元『インド古代史 (上)』p.235以降、ならびに『国家の起源と伝承』p.113を参照。
- (16) 例えば *Samanta-pāsādikā* (vol. V p.1095) や *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. II p.540) では「ヴァッジ族の王家 (*rājakula*)」、あるいは *Udāna-aṭṭhakathā* (p.421) では「リッチャヴィ族の王家たち」と呼ばれている。そのほか *Papañca-sūdanī* (vol. III p.016) や *Sārattha-pakāsini* (vol. III p.043) では「ガナの王たち (*gaṇa-rājāno*)」とも称されている。

なお「ガナ=サンガに於ける氏族支配の成員はラージャー、ラージャ=クラ、アビシクタ=ヴァンシャ=クシャトリア (灌頂儀式を挙げた家柄のクシャトリア) などと記されている」(『国

家の起源と伝承』p.110) という。

- (17) *Arthasāstra 11-1-5* (p.244) に、リッチャヴィカ (*Licchavika*) ・ヴリジカ (*Vṛjika*) 等々は「『王』と称して生活している (*rājāsabdopajīvinah*) 」とあって、そのような人々によって国家が形成されていた。上村勝彦訳『カウティリヤ実利論 (下) 』(p.242) を参照。
- (18) 上記の註 (2) 参照。
- (19) *SN.007-002-012* (vol. I p.184) には釈迦族のコーマドゥッサという名のニガマ (*Khomadussaṃ nāmaṃ Sakyānaṃ nigamo*) に「*sabhā* (集会堂)」があり、そこに住むバラモンや資産者たちが (*brāhmaṇagahapatikā*) そのサバーで会議を行っていたとある。なおサバーについては『国家の起源と伝承』p.075 以降を参照。
- (20) *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.309) には法官たちが (*akkhadassā*) 法の集会堂に (*dhamma-sabhāya*) 集合して、罪人を断罪していたとある。

[8] 上述のようにラッタは統治に係わって用いられる「国」や「地域」という意味であって、同じ「国」や「地域」と訳されるとしても、地縁・血縁によって形成されたジャナパダとはその持つ背景が大きく異なることが判る。

なおラッタには、*janapada* のように部族名や部族に由来する地域名に付して国の領域を示す用例は見出し得ない。せいぜい「アング王のラッタにおいて、位高き従者であった…… (*yāhu raṭṭhe samukkaṭṭho rañño Aṅgassa paddhagu*……)」というような文章が見いだされるのみである。しかも先に検討したように、アングはマガダの付備国であって、その宗主国であるマガダもラッタと称されてよいはずであるが、しかしはっきりとは明言されない。「マガダ・ラッタ (*Magadha-raṭṭha*) 」とか、「マガダ・ラッジャ (*Magadha-rajja*) 」という統治権を有する国という用例、あるいは「マガダ・ヴィジタ (*Magadha-vijita*) 」といった表現はないということである。

このようにパーリの原始仏教聖典において、「マガダ・ラッタ」とか「マガダ・ラッジャ」という表現が見出し得ないのは、原始仏教時代には未だ広い領域を組織的に統治する王制の国が成立するに至っていなかったということを示すのであろう。これらの用法は註釈書時代に至って見い出されるところとなるのである (1)。

- (1) *Magadha-raṭṭha* という用例は *Jātaka 011 'Lakkhaṇa-j.'* (vol. I p.143)。そのほか、*Jātaka 013* (vol. I p.154)、*Jātaka 031* (vol. I p.199)、*Jātaka 035* (vol. I p.213) などにもある。*Magadha-rajja* という用例は、*Jātaka 546* (vol. VI p.272) に見いだされる。マガダ・ラッジャ以外にも、*Jātaka 336* (vol. III p.116) : 「コーサラ・ラッジャ (*Kosalarajja*)」、*Jātaka 351* (vol. III p.153) : 「カーシ・ラッジャ (*Kāsi-rajja*)」、*Samanta-pāsādikā* (vol. I p.045) : 「ウッジェーニー・ラッジャ (*Ujjenī-rajja*)」、*Jātaka 546* (vol. VI p.393) : 「ヴィデーハ・ラッジャ (*Videha-rajja*) 」とあるほか、*Jātaka 151* (vol. II p.003) : 「コーサラ・ラッジャの所有者 (*Kosala-rajja-sāmika*)」、*Jātaka 151* (vol. II p.003) 「バーラーナシー・ラッジャの所有者 (*Bārāṇasi-rajja-sāmika*) 」などともある。なお詳細は、後述の本論文【9】「歴史的経緯による *janapada* と *raṭṭha* の用法の変化」を参照。